

平成 25 年 4 月

公益社団法人 大阪府剣道連盟
登録団体 代表者・連絡責任者・会員 様

公益社団法人 大阪府剣道連盟
会長 鏡山 博行

「登録証」の提示に関するお願い

春暖の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は剣道の普及発展、また、当連盟の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、確実・円滑な事務処理のため、以下のように「登録証」の提示について、ご協力ください。会員の皆様に周知徹底いただきますようお願いいたします。

「登録証」は、個人会員管理・会費管理において非常に重要な役割をします。特に、「大剣連番号」・「バーコード」が重要な役割を果たします。

- ・当連盟事務局にお越しの際には、必ず「登録証」をご持参・ご提示ください。また、行事参加申込書を郵送される場合には、「登録証」のコピーを同封してください。
「バーコード」により、確実なご本人確認・個人会員管理ができるとともに、事務処理時間を大幅に短縮することができます。
- ・各種行事参加申込書記入の際には、申込書に必ず大剣連番号をご記入下さい。
- ・電話での種々お問い合わせの際には、大剣連番号をお伝えいただければ事務処理がスムーズになりますので、ご協力下さい。
- ・登録証をお持ちでも、個人年会費の納入がない場合は、本連盟の会員と認められません。

※大阪府剣道連盟としては「会員（年会費を納入されている方）」と「非会員（年会費を納入されていない方）」に区分します。個人会員制への移行に伴い平成 23 年 2 月以降随時登録証を発行しておりますが、「非会員」として活動される場合には登録証を発行いたしません。

以上